

瀬戸市訓令第4号

本 庁
公 所

市有財産審議会規程（昭和34年瀬戸市規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 審議会は、会長及び副会長各1人並びに委員 <u>6人</u> をもって組織する。 2 会長は副市長を、副会長は行政管理部長を、委員は市民生活部長、都市整備部長、行政管理部財政課長、市民生活部税務課長、 <u>都市整備部用地課長及び都市整備部維持管理課長</u> をもって充てる。	第3条 審議会は、会長及び副会長各1人並びに委員 <u>7人</u> をもって組織する。 2 会長は副市長を、副会長は行政管理部長を、委員は市民生活部長、都市整備部長、行政管理部財政課長、市民生活部税務課長、 <u>都市整備部都市計画課長、都市整備部建設課長及び都市整備部維持管理課長</u> をもって充てる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。